

神戸市家庭系ごみの指定袋の承認申請について

神戸市では、平成20年11月より家庭系ごみの指定袋制度を導入しています。

神戸市家庭系ごみの指定袋（以下「指定袋」という。）の製造等を希望される事業者は、以下の内容をご理解のうえ、必要書類を添付して承認申請書を提出してください。

1. 指定袋の規格等

詳細は別添資料「神戸市家庭系ごみの指定袋の規格」をご覧ください。

- (1) 種類 「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「缶・びん・ペットボトル」および「容器包装プラスチック」用の4種類
- (2) 容量 種類ごとに45ℓ、30ℓ、15ℓの3種類
- (3) 形状 平袋およびU形袋
- (4) 色 「燃えるごみ」用は空色半透明、その他は無色透明
- (5) 価格 販売価格については自由価格となります。

2. 申請対象

承認申請の対象者は、指定袋を製造、輸入、販売しようとする者（指定袋に、家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく表示をしようとする者に限る）で、承認申請にあたって、本市の指定する添付書類を提出できる者

3. 承認申請の受付

(1) 受付場所

神戸市環境局資源循環課

〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST2階

(2) 申請書類

①承認申請書（様式第1号）

②申請者が法人である場合は、定款または寄附行為および登記簿謄本

③申請者が個人である場合には、履歴書および住民票の写し

④申請する指定袋の見本品または見本フィルム（材質または厚さが異なるごとに、色、厚さのわかる見本袋または見本フィルム）。

※表示の入った完成品が出来次第、流通する前に申請（製造）したすべての種類について完成品（外装袋に収容されたもの）を提出していただきます。

⑤使用する顔料およびインクの成分証明書（カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属および塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないことを証明するインクメーカー等が発行する成分証明書を提出してください

い。外国語の場合は日本語訳を添付してください。原本でない場合は、原本と相違ない旨を署名・押印してください。)

- ⑥**厚さおよび引張強度（縦・横）に関する証明書**（材質または厚さが異なるごとに、申請者およびその者に関連する組織以外の第三者の公的検査機関が発行する検査結果書を提出してください。)

※測定については5枚以上をお願いします。

- ⑦**指定袋の予定販売ルート、予定販売店および販売予定価格一覧表**（様式は問いません。可能な範囲で記入のうえ提出してください。記入いただいた情報の取り扱いには十分に注意します。)

(3) その他

- ① (2) の必要書類を全て揃えた上で申請してください。
- ② 申請書類に不備がなければ、申請書を受付後 1 ～ 2 週間程度で承認番号を発行します。ただし、あくまでもデザイン作成のための発行ですので、正式な承認ではありません。

※承認までの期間は、あくまでも目安ですのでご注意ください。

- ③ 承認番号の発行とあわせて、指定袋の表示内容のデータをCDまたは電子メールでお渡しします。
- ④ 指定袋の完成品が出来次第、流通する前に申請（製造）したすべての種類について完成品（外装袋に収容されたもの）を提出してください。完成品を確認後、承認書を発行します。
- ⑤ 承認書を発行した場合には、申請書の住所、氏名（社名）、電話番号、承認番号等を公表させていただきます。

4. 問合せ先

神戸市環境局資源循環課

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザEAST 2階

電話：078-595-6078 ファックス：078-595-6244

Email:3r@city.kobe.lg.jp